

(別添2) プールの安全標準指針案に対する御意見等について

項目	主な意見の概要	見解・対応
指針全体	【関連する意見の延べ件数 9件 】 ○ 厚生労働省は「遊泳用プールの衛生基準について」を通知しているので本指針の作成主体となるべきである。また、「遊泳用プールの衛生基準」に今回の指針の安全及び維持管理に関する内容を加え「遊泳用プールの衛生・安全・維持管理基準」として一本化すべきである。 ○ 薬品管理についても記載してほしい。 ○ 遊泳用プールの衛生管理について記載すべきではないか。 ○ 「遊泳用プールの衛生基準について」(平成13年7月24日厚生労働省健康局長通知)と本指針案の位置付けを明確化すべきである。また、その際、本指針の内容を「遊泳用プールの衛生基準」に反映させるべきである。	【原文を維持】 本指針は、プールの事故防止のための施設面、管理・運営面に関する技術的助言であり、衛生に関する事項が含まれていないため、厚生労働省は指針作成主体とはなっていません。 また、厚生労働省健康局長通知「遊泳用プールの衛生基準について」は、主に衛生管理に関する技術的助言であり、本指針を基に重複部分を整理して改正・発出される予定と聞いています。
はじめに	【関連する意見の延べ件数 3件 】 ○ 「必要である」と「望ましい」の用語の説明における表現がわかりにくい。また、特に「①～必要である」という表現は「①～すべき事項」等の表現が適切であるとする。 ○ 「望ましい」という表現はどの程度の強制力が不明確であり、必要なことは極力基準として明記すべきである。	【原文を維持】 本指針は、P1「はじめに」で記載しているとおり「プールの設置管理者に対して国の技術的助言として適切な管理運営等を求めていくもの」であり、「遵守が期待されると国が考えている」という表現は、通常国が作成する指針等について一般的な表現です。 「記述された事項の遵守が強く要請されると国が考えているもの」を「必要である」、「各施設の実態に応じて可能な限り記述された事項の遵守が期待されると国が考えているもの」を「望ましい」として示しています。

項目	主な意見の概要	見解・対応
第1章 指針の位置づけ及び適用範囲		
	【関連する意見の延べ件数 12件 】	
	○ P2解説の2段落目の「確認・監督」について、「契約時の審査、抜き打ち検査、履行状況検査などを含む確認・監督」とするべきである。	【一部修正】 「確認・監督」の具体的内容については、P9「3-2管理体制の整備」の解説において「プール使用期間前の点検作業に立ち会う等」として示しています。さらに、ご意見を踏まえ「使用期間中の業務の履行状況の検査」を追記しました。
	○ P2解説下段の点線囲み中の「通常の保健所への手続きでは」について表現方法を改めてほしい。	【一部修正】 ご意見を踏まえ、P2「1-1本指針の位置づけ」の解説「※設置管理者」内の「保健所」を「地方公共団体」に修正しました。
	○ 水遊び用プール（徒渉池）は本指針の対象となるか。 ○ 循環ろ過装置のない簡易プールについては、本指針の対象となるか。	【一部修正】 本指針は遊泳利用に供することを目的としたプールを対象として作成されたものです。水遊び用プールなどそれ以外のプールについては、本指針の主旨を踏まえて各設置管理者がプールの利用目的、利用状況、規模、構造等に応じて適切な管理を行うことが望ましいと考えます。 なお、ご意見を踏まえ、P3「1-2本指針の適用範囲」の解説において「水遊び用プールなど遊泳利用に供することを目的としないプール」を追記し、水遊び用プールについても、本指針の主旨を踏まえた安全管理等を実施することが望ましい施設として示しました。
	○ 本指針は学校や都市公園に限らず全てのプールに適用すべきではないか。	【原文を維持】 本指針は、P3「1-2本指針の適用範囲」にあるとおり「遊泳利用に供することを目的としたプール施設のうち、第一義的には学校施設及び社会体育施設としてのプール、都市公園内のプールを対象として作成されたもの」ですが、その他の公営プールや民営プールにおいても適用されることを想定しています。これらのプールに対しては、関係する省庁より本指針を通知する予定と聞いています。
	○ 地域の実情及び利用形態に応じて指針を運用できるようにしてほしい。 ○ 指針の内容が現場で遵守されるかどうかの問題である。	【原文を維持】 本指針は、プールの安全確保に関する基本的な考え方を示したものです。各設置管理者は本指針を踏まえ、地域の実情及び利用形態等に応じた安全対策を行うことが必要と考えます。

項目	主な意見の概要	見解・対応
第2章 プールの安全利用のための施設基準		
	【関連する意見の延べ件数 47件】	
	○ 本指針は、新規施設に対する規制なのか、既存施設を含めているのか。	【一部修正】 本指針は、既存施設、新規施設ともに対象としています。 ご意見を踏まえ、P3「1－2本指針の適用範囲」の記述を「新たに設置するプール施設及び既に設置されているプール施設」に修正しました。
	○ 飛び込み事故防止の観点から、スタート台の設置基準についても記載してはどうか。 ○ 飛び込み方法についても記載すべきである。	【原文を維持】 本指針は、プールの事故防止のため施設面、管理・運営面に関する技術的助言としてとりまとめたものです。 スタート台については、プールの利用目的、利用状況、規模、構造等に応じて安全な高さ等が異なることから、各設置管理者において安全対策を行うことが必要と考えます。 なお、飛び込み事故防止の観点からP5(6)看板・標識類において、「…飛び込むこと等を禁止する警告看板等は、入場者全員の目に付く場所に2箇所以上設置することが望ましい」、また、P13「3－4日常の点検及び監視」の解説(2)監視員及び救護員において、「飛び込み事故…等、プール内での事故を防止するため、各施設の設置目的や利用実態等に応じて禁止事項を定め、利用者に対し周知を行うとともに、監視員等は違反者に対し適切な指導を行うことが必要である。」と記載しています。
	○ 最低限備えるべき救命具とは何か。	【一部修正】 浮輪や担架等を想定しています。 ご意見を踏まえ、P4「2－1プール全体」の解説(1)救命具中に「担架等の」を追記しました。
	○ AEDの設置箇所は施設管理者が適当と判断できる箇所に設置することが望ましい。	【一部修正】 ご意見を踏まえ、P4「2－1プール全体」の解説(1)救命具中に「なお、AED(自動体外式除細動器)についても、救護室、医療室等適当な場所に配備することが望ましい」を追記し、同(4)救護室、医務室中の記載を削除しました。
	○ 救急医療設備は最低限何を備えるべきか。AEDは救護室内に必ず置かなければならないのか。	【原文を維持】 担架や毛布等を想定しています。AEDについてはP4「2－1プール全体」の解説(1)救命具中で示しているとおり「配備することが望ましい」と考えます。
	○ プールサイドの舗装材について、想定される具体的な素材を明示して欲しい。 ○ 幼児用プールの外周を区分する柵はどの程度囲えばいいのか。	【原文を維持】 各プールによって利用目的、利用状況、規模、構造等が異なることから、舗装材の具体的な素材や柵の規模は各設置管理者の判断により選定することが適切と考えます。
	○ 「排水口部を示す標識、排水口に触れることや飛び込むこと等を禁止する…」とあるが、等とは何か。	【一部修正】 プールサイドを走ること等プールの利用上危険な行為に関する警告などが考えられます。 ご意見を踏まえ、P5(6)看板・標識類における警告看板の例示に「プールサイドを走ること」を追記しました。

項目	主な意見の概要	見解・対応
	○ 幼児用プールを含む複数のプールがあり、幼児が大人用プールで泳ぐ場合は、必ず保護者同伴とし、その旨を看板・標識類に記載した方が良いのではないか。 ○ 幼児用プールの外周を柵等で区分するだけでなく、浮き輪やヘルパーを必着とすることが望ましいのではないか。 ○ 排（環）水口の吸込み防止金具の構造は、平面的な構造でなく、立体的な構造にすべきである。 ○ オーバーフロー方式などによる抜本的な構造上の対策が必要ではないか。 ○ 「通信手段」を「トランシーバー」に限定すべきではないか。	〔原文を維持〕 本指針は、プール事故を防止するため、プールの施設面、管理・運営面で配慮すべき基本的事項等について示したものです。 プールの安全確保に向けては、本指針に記載している事項以外にも各設置管理者がプールの利用目的、利用状況、規模、構造等に応じた安全対策を行うことが必要と考えます。
	○ 排（環）水口部の示し方について、プールサイドの床や排（環）水口周囲への着色などで示すべきではないか。	〔原文を維持〕 排（環）水口部に直接着色した場合、不用意に子どもの興味を引き、当該部での子供の遊びを助長する可能性があるため、必ずしも適切とは限らないと考えます。
	○ ポンプの緊急停止ボタンの設置を義務づけるべきである。また、自動で異常を検知してポンプを停止する構造も有効ではないか。	〔原文を維持〕 ポンプの緊急停止ボタンについてはP7において「設置することが望ましい」旨記載しています。各施設の設置管理者は、本指針の記載内容を踏まえて、プールの利用目的、利用状況、規模、構造等に応じた安全対策を行うことが必要と考えます。
	○ 防護措置を具体的に示して欲しい。学校施設のプールの吐出口にも吸い込みを防ぐための防護措置をしなければならないのか。	〔一部修正〕 吐出口についても蓋等をネジ、ボルト等で固定させる必要があると考えます。ご意見を踏まえ、P7に吐出口についても「蓋等を設置し、ネジ、ボルト等で固定すること」を追記しました。
	○ 格子蓋上部の吸い込み流速やポンプの吸い込み能力、格子蓋の大きさ、柵の大きさなどについて具体的な基準を設けてはどうか。	〔原文を維持〕 本指針は、プールの安全確保に関する基本的な考え方を示したものです。格子蓋の大きさや柵の大きさ等の数値基準については、プールによって利用目的や構造が多様であることから、各設置管理者がプールの利用目的、構造等に応じた安全対策を行うことが必要と考えます。
	○ 「構造上吸い込み・吸い付き事故発生の危険性がない施設」とはどのような施設をいうのか。記述されている事例以外の参考事例を示して欲しい。	〔原文を維持〕 P6「2－2排（環）水口」の解説（2）二重構造の安全対策にある「排（環）水口が多数あり、かつ1つの排（環）水口にかかる吸水圧が弱く、1つを利用者の身体で塞いだとしても吸い込みや吸い付きを起こさないことが明らかである施設」を想定していますが、これ以外にも同様の効果がある施設であればこれに該当します。

項目	主な意見の概要	見解・対応
	○ 排（環）水口が多数ある場合に蓋のネジ・ボルト止めをしなくてよいという例外規定を外すべきである。	【一部修正】 本指針では、二重構造の安全対策の例外となるプールについても、排（環）水口の蓋等をボルト等で固定することについては、除外していません。 ご意見を踏まえ、P6「2－2排（環）水口」の解説（2）二重構造の安全対策における「構造上吸い込み・吸い付き事故発生の危険性がない施設を除く」を「…施設は必ずしも二重構造の安全対策を施す必要はない」に修正しました。
	○ P6、5行目に「蓋等の穴や隙間は、子どもが手足を引き込まれないような大きさとする」とある一方で、解説のP7、1行目では「蓋等の隙間は、幼児や児童の指が挟まりにくい仕様に配慮することが必要である。」とあり、わかりにくい。	【一部修正】 ご意見を踏まえ、P7に「蓋等の穴や隙間は、吸い込みや吸い付き事故を防止するため、子どもが手足を引き込まれないような大きさとするとともに、指が蓋の穴等に挟まれる事故を防止するため、」を追記しました。
	○ 排水口と環水口を分けて記述した方がよい。	【原文を維持】 本指針では排水口、環水口に共通して講じるべき安全対策を記載しています。
	○ 重量が重く、かつはめ込み式で専用の工具を使わないと持ち上がらない蓋はボルトによる固定の例外としてはどうか。	【原文を維持】 P6「2－2排（環）水口」の解説（3）仕様、工法への配慮で記載している通り、「蓋等は重みがあっても水中では浮力により軽くなることや、子どもが数人で動かしたと考えられる事故例があることから、ネジ、ボルト等により固定されることが必要である」と考えます。
	○ 格子蓋のボルトなどは耐食性に富む材料で施工することを義務付けるべきである。	【原文を維持】 P6「2－2排（環）水口」の解説（3）仕様、工法への配慮において「蓋等やそれらを固定しているネジ、ボルト等が金属の場合は、腐食しにくく」いものとする旨記載しています。
	○ 吐出口について、水を吸い込む現象はポンプ停止時に限らないのではないか。	【一部修正】 ご意見を踏まえ、P7を「ポンプ停止時等」と修正しました。
	○ 「基本的考え方」にも「解説」で記載している「ただし、排（環）水口が多数あり、かつ…事故発生の危険性がない施設を除く。」を追加した方がよいのではないか。	【原文を維持】 本指針の「解説」は「基本的考え方」の理解を深め、適切な運用を図るために記載しているものです。 ご指摘の内容は、既に指針の解説に記載しているため、「基本的考え方」に追記する必要はないと考えます。

項目	主な意見の概要	見解・対応
第3章 事故を未然に防ぐ安全管理		
	【関連する意見の延べ件数 24件】	
	○ 管理責任者とは委託の場合、受託事業者の現場責任者を指すか。	【原文を維持】 契約形態により様々なケースが考えられますが、P9「3-2管理体制の整備」の解説「●管理責任者」に記載しているように管理責任者は「プールについて管理上の権限を行使し、関与する全ての従事者に対するマネージメントを総括して、プールにおける安全で衛生的な管理及び運営にあたる」者です。
	○ 講習会の受講について、管理責任者・救護員は「必要である」、衛生管理者・監視員は「望ましい」としているがすべての従業員が講習会を受講することが必要ではないか。	【原文を維持】 管理責任者は「全ての従事者に対するマネージメントを総括する」者であり、安全管理に携わる全ての従事者に対し、教育、訓練を行う技能が必要とされること、救護員は「プール施設内で傷病者が発生した場合に応急救護」にあたる者であり、人命に関わる救急救護を行うことから、講習会を受講し、必要な知識及び技能を習得することが「必要である」としています。 衛生管理者・監視員は、P15「3-6監視員等の教育・訓練」において「プールの設置管理者及びプール管理業務の受託者（請負者を含む）は、安全管理に携わる全ての従事者に対し、プールの構造設備及び維持管理、事故防止対策、事故発生等緊急時の措置と救護等に関し、就業前に十分な教育及び訓練を行うことが必要である」としているとおり、プールの設置管理者等から安全管理に関する教育及び訓練を受け、必要な知識及び技能を習得することとしていますが、公的機関や公益法人等の実施する講習会についても受講することが「望ましい」と考えます。
	○ 管理責任者、衛生管理者、監視員、救護員が受講することが望ましい講習会を具体的に明示し、資格の取得も要件にすべきではないか。 ○ 衛生管理者については施設管理者としての観点を強調すべきではないか。	【一部修正】 ご意見を踏まえ、P9「3-2管理体制の整備」において以下の通り管理責任者、衛生管理者、監視員が受講すべき講習会の内容や取得することが望ましい資格について追記しました。 管理責任者「公的な機関や公益法人等の実施する安全及び衛生に関する講習会等を受講した者とすることが必要であり、これらに関する資格を取得していることが望ましい」 衛生管理者「公的な機関や公益法人等の実施するプールの施設及び衛生に関する講習会等を受講し、これらに関する資格を取得した者とすることが望ましい」 監視員「公的な機関や公益法人等の実施する救助方法及び応急手当に関する講習会等を受講し、これらに関する資格を取得した者とすることが望ましい」また、P10において、救護員についても「なお、救急救護に関する資格を取得した者とすることが望ましい」を追記しました。
	○ 設備管理者の責任と保障の義務を明確にして欲しい。	【原文を維持】 施設の利用目的、利用状況、管理状況等により設置管理者の責任は異なるものと考えます。

項目	主な意見の概要	見解・対応
	○ 衛生管理者に安全の観点を入れるべきである。	[原文を維持] 本指針ではP9「3-2管理体制の整備」の解説「●衛生管理者」において、「衛生管理者は、その選任にあたってはプールの安全及び衛生に関する知識を持った者として必要である。」としています。
	○ 配管口は「配管の取り付け口」という表現に統一してはどうか。	[一部修正] ご意見を踏まえ、P11「3-3プールの使用期間前後の点検」の「配管口」を「配管の取り付け口」に修正しました。
	○ ネジ、ボルト等の予備の他に専用の工具を用意しておくことが望ましい旨を追加してはどうか。	[一部修正] ご意見を踏まえ、P11「3-3プールの使用期間前後の点検」の解説に「必要な工具」を用意しておくことが望ましい旨を追記しました。
	○ 使用期間前の点検チェックシートについても掲示することが望ましい旨を追加してはどうか。	[一部修正] ご意見を踏まえ、P16「3-7利用者への情報提供」の解説に「使用期間前の点検チェックシート」を掲示することが望ましい旨追記しました。
	○ 管理体制の整備の中に管理責任者等が異動する際の引き継ぎ事項、内容を折り込んでどうか。 ○ 監視員の数について、具体的に示して欲しい。 ○ 監視員の教育研修カリキュラム等も合わせて提示してほしい。 ○ 遊泳時間の60分～70分の間に10分間程度の休憩時間を設けることが、望ましいのではないかな。 ○ 監視用の水中モニターを導入してはどうか。 ○ 受託者が点検チェックシートを管理者に毎日提出することを義務づけてはどうか。 ○ 遊泳者の休憩時間帯であっても、監視員の配置が継続されるよう休憩及び交代の仕方に配慮する必要がある旨を追加してはどうか。 ○ 連携する医療機関とはどの程度の連携か。	[原文を維持] 本指針は、プール事故を防止するため、プールの施設面、管理・運営面で配慮すべき基本的事項等について示したものです。 プールの安全確保に向けては、本指針に記載している事項以外にも各設置管理者がプールの利用目的、利用状況、規模、構造等に応じた安全対策を行うことが必要と考えます。
	○ 安全点検は毎年全換水しなくても可能であり、義務としなくてもよいのではないかな。 ○ 排水口等の点検回数が多すぎるのではないかな。	[原文を維持] 施設の確実な安全確認のため必要であると考えます。
	○ 学校プールにおいては使用期間終了後、どのように確認すべきなのか明確に示して欲しい。	[原文を維持] 使用期間終了後の点検方法についてはP13「3-4日常点検及び監視」の解説(1)施設の点検に記載している「目視にとどまらず、触診及び打診によって確実に行う」、「排(環)水口の蓋等がネジ、ボルト等で正常な位置に堅固に固定されていることを点検する」に準じて行うことが望ましいと考えます。

項目	主な意見の概要	見解・対応
	○ 定時毎にフタの固定をする必要があるか。	[原文を維持] 定時毎に蓋を固定するのではなく、蓋が固定されているかを定時毎に点検する旨を記載しています。
	○ プールサイド等での監視を義務付けてはどうか。	[原文を維持] P9「3-2管理体制の整備」の解説「●監視員」において、「プール全体がくまなく監視できるよう施設の規模に見合う十分な数の監視員を配置することが必要である」としており、ご意見の趣旨は既に本指針で示しています。
参 考		
	[関連する意見の延べ件数 10件]	
	○ 参考-1の分散吸入口蓋にネジ・ボルト留めを図示すべきではないか。	[一部修正] ご意見を踏まえ、P17に図示しました。
	○ 参考-2の吸込み防止金具の一例の写真はふさわしくないのではないかな。	[一部修正] ご意見を踏まえ、P18の写真をより分かりやすい写真へ修正しました。
	○ 参考-4管理組織体制の一例は事例として適切でないのではないかな。 ○ 参考-5について、点検チェックシートの点検結果欄に「否」を記入した時の状況と対策の実施内容等を記載すべきではないかな。 ○ 参考-5の点検チェックシートを各施設共通のものとすればよいのではないかな。	[原文を維持] 参考資料は一例として例示したものです。それぞれの施設の利用目的、利用状況、規模、構造等に照らして安全上望ましいと考える取組については、各設置管理者の判断で積極的に取り組む必要があると考えます。
	○ 参考-4のプール管理委員会体育主事は体育主任が適当ではないかな。	[一部修正] ご意見を踏まえ、P20の「体育主事」を「体育主任」に修正しました。
	○ 参考-5について、「給排水口」、「吸排水口」という表現があり、用語が指針本文と整合がとれていないのではないかな。	[一部修正] ご意見を踏まえ、P21、22について「給排水口」及び「吸排水口」を「排（環）水口」に修正しました。
	○ 参考-7の点検内容・結果の例示をもっと詳細にするべきである。 ○ 参考-7について、点検項目に「監視員に対して、プールの施設・構造や監視業務について十分な指導を行っているか」を加えるべきである。	[一部修正] ご意見を踏まえ、P24の点検項目に「監視員に対して、プールの施設・構造や監視業務について十分な指導を行っているか」を追記しました。 なお、ここで示した点検結果の掲示も一例として例示したものです。それぞれの施設の利用目的、利用状況、規模、構造等に照らして安全上望ましいと考える取組については、各設置管理者の判断で積極的に取り組む必要があると考えます。

項目	主な意見の概要	見解・対応
その他	【関連する意見の延べ件数 11件 】	
	○ 学校プールは別に基準を設けてはどうか。	【原文を維持】 本指針は、学校プールを含む遊泳利用に供することを目的としたプールについて安全管理面で参考となる留意事項等を統一的にとりまとめたものです。学校プールにおいても本指針を踏まえ、児童生徒の発育発達の状況や使用目的等に応じて、適切に対応頂くことが必要であり、文部科学省より、その旨の通知を発出する予定です。
	○ 学校の責任はどこまでか。	
	○ プール施設の安全管理に関する監督・指導は学校プールを除き自治事務であり、技術的助言はできないのではないかと。また、何故、文部科学省・国土交通省の二省のみから通知するのか。	【原文を維持】 本指針は、文部科学省・国土交通省が、第一義的には学校施設及び社会体育施設としてのプール、都市公園内のプールを対象に、法令に基づく国の技術的助言としてまとめたものです。 なお、その他の公営プールや民営プールにおいても適用されることを想定しています。これらのプールに対しては、関係する省庁より本指針を通知する予定と聞いています。
	○ 法制定を行わず、指針とするのはなぜか。	【原文を維持】 プールの安全確保はその設置管理者の責任で行われるものです。本指針は、一層のプールの安全確保が図られるよう、プールの設置管理者に対して国の技術的助言として適切な管理運営等を求めていくものです。

※頂いたご意見については、本件に直接関係のないものも含め、今後の施策の参考にさせていただきます。